

国内新規雇用者に対する給与等の支給額が増加した場合の法人税額の特別控除に関する明細書

別表六二十八 令四・四・一以後終了事業年度分

事業年度		法人名				
国内新規雇用者に対する給与等の支給額 (24の①) - (24の②) (マイナスの場合は0)		1	円	雇用者給与等支給増加重複控除額 (別表六(三十)「12」)	13	円
調整雇用者給与等支給額 (23の①) - (23の②) (マイナスの場合は0)		2		差引控除対象新規雇用者給与等支給額 ((1)と(4)のうち少ない金額) - (13) (マイナスの場合は0)	14	
調整比較雇用者給与等支給額 (31)		3		法人税額の特別控除額の計算 (12) ≥ 20% 又は (9) = (11) > 0 の場合 $(14) \times \frac{20}{100}$ 同 上 以 外 の 場 合 $(14) \times \frac{15}{100}$ 税 額 控 除 限 度 額 (15) 又は (16) ((8) < 0.02 の場合は 0)	15	
調整雇用者給与等支給増加額 (2) - (3) (マイナスの場合は0)		4			16	
新給増 雇加用割 者合 給の 与計 等算 支	新規雇用者給与等支給額 (25の①) - (25の②) + (25の③)	5		特別控除額の計算 調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」) 当期税額基準額 $(18) \times \frac{20}{100}$ 当期税額控除可能額 ((17)と(19)のうち少ない金額) 調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑨」) 法人税額の特別控除額 (20) - (21)	17	
	新規雇用者比較給与等支給額 (32)	6			18	
	新規雇用者給与等支給増加額 (5) - (6) (マイナスの場合は0)	7			19	
	新規雇用者給与等支給増加割合 $\frac{(7)}{(6)}$ (6) = 0 の場合は 0)	8			20	
教計 育算 訓 練 費 増 加 割 合 の	教育訓練費の額	9	円	調整前法人税額 (別表一「2」又は別表一の三「2」若しくは「14」)	18	
	比較教育訓練費の額 (37)	10		当期税額基準額 $(18) \times \frac{20}{100}$	19	
	教育訓練費増加額 (9) - (10) (マイナスの場合は0)	11		当期税額控除可能額 ((17)と(19)のうち少ない金額)	20	
	教育訓練費増加割合 $\frac{(11)}{(10)}$ (10) = 0 の場合は 0)	12		調整前法人税額超過構成額 (別表六(六)「8の⑨」)	21	
国内新規雇用者に対する給与等の支給額、調整雇用者給与等支給額及び新規雇用者給与等支給額の明細						
		給与等の支給額		①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額		②のうち雇用安定助成金額
		①		②		③
国内雇用者に対する給与等の支給額		23	円	円		
同上のうち国内新規雇用者に係る金額		24				
同上のうち一般被保険者に係る金額		25				円
調整比較雇用者給与等支給額及び新規雇用者比較給与等支給額の計算						
前事業年度又は前連結事業年度		26	：	適用年度の月数 (26)の前事業年度又は前連結事業年度の月数	27	———
		給与等の支給額		①の給与等に充てるため他の者から支払を受ける金額		②のうち雇用安定助成金額
		①		②		③
国内雇用者に対する給与等の支給額		28	円	円		
同上のうち国内新規雇用者に係る金額		29				
同上のうち一般被保険者に係る金額		30				円
調整比較雇用者給与等支給額 (28の①) - (28の②) × (27) (マイナスの場合は0)		31				
新規雇用者比較給与等支給額 (30の①) - (30の②) + (30の③) × (27) (マイナスの場合は0)		32				
比較教育訓練費の額の計算						
事業年度又は連結事業年度		教育訓練費の額		適用年度の月数 (33)の事業年度又は連結事業年度の月数		改定教育訓練費の額 (34) × (35)
33		34		35		36
調整対象年度	・	円		———		円
	・			———		
計						
比較教育訓練費の額 (36の計) ÷ (調整対象年度数)		37				